

告 示

埼玉県告示第八百八十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川口市西青木四丁目四番三十六―四〇一号 エステートK

原 和之

二 取消年月日

平成二十九年七月三十一日